

(参考法令)

地方税法（抜粋）

（固定資産評価審査委員会の設置，選任等）

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために，市町村に，固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし，当該市町村の条例で定める。

3 固定資産評価審査委員会の委員は，当該市町村の住民，市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから，当該市町村の議会の同意を得て，市町村長が選任する。

4 市町村長は，固定資産評価審査委員会の委員が欠けた場合においては，遅滞なく，当該委員の補欠の委員を選任しなければならない。この場合において当該市町村の議会が閉会中であるときは，市町村長は，前項の規定にかかわらず，議会の同意を得ないで補欠委員を選任することができる。

5 市町村長は，補欠の委員を選任した場合においては，選任後最初の議会においてその選任について事後の承認を得なければならない。この場合において事後の承認を得ることができないときは，市町村長は，その委員を罷免しなければならない。

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は，3年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

7～9 （略）